

平成 26 年 11 月

東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 125 号）が公示され、新たに 7 物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

○追加指定薬物：7 物質（別添 1 参照）

○施行日：平成 26 年 11 月 28 日（公布日から起算して 10 日を経過した日）

（※ 公布日：平成 26 年 11 月 18 日（別添 2（官報）参照））

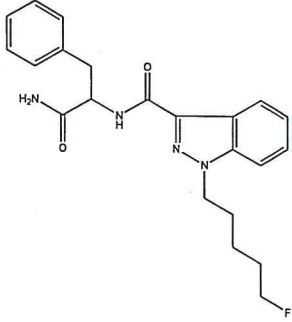
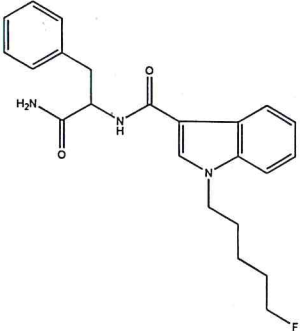
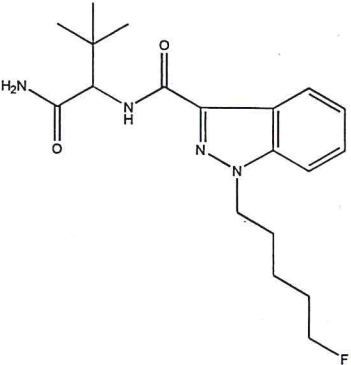
○注意事項

公布から施行日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省確認済みの輸入報告書（薬監証明）又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

「指定薬物」の輸入に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

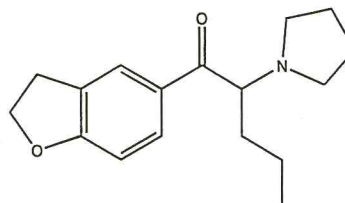
【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門
（電話：03-3599-6338）

指定物質一覧

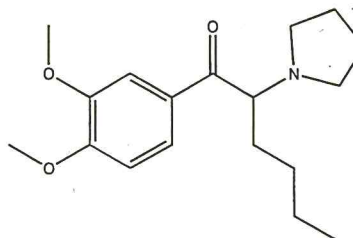
1	<p>N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド</p> <p>(通称:PX-2)</p> 
2	<p>N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド</p> <p>(通称:PX-1)</p> 
3	<p>N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド</p> <p>(通称:5F-ADB-PINACA)</p> 

4	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン
5	1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン
6	1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ノナン-1-オン

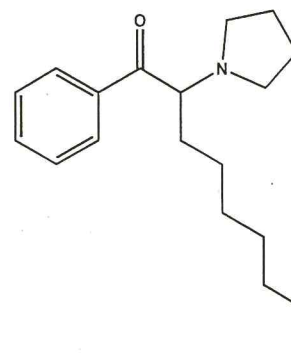
(通称:5-DBFPV)

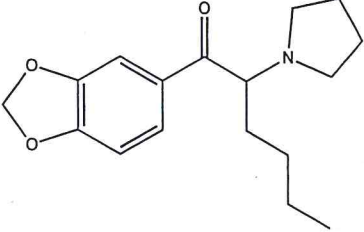


(通称:3,4-Dimethoxy- α -PHP)



(通称: α -PNP、PV10)



	1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサ ン-1-オン
7	<p data-bbox="400 600 871 678">(通称:3,4-Methylenedioxy-α-PHP、 MDPH)</p>  <p>The chemical structure shows a central carbonyl group (C=O) bonded to a 3,4-methylenedioxyphenyl ring and a 2-(pyrrolidin-1-yl)hexyl chain. The 3,4-methylenedioxyphenyl group consists of a benzene ring with a five-membered ring containing two oxygen atoms fused to it at the 3 and 4 positions. The 2-(pyrrolidin-1-yl)hexyl chain consists of a six-carbon chain with a pyrrolidine ring attached to the second carbon.</p>

明治二十五年三月十一日
第三種郵便物認可



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第一項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一三五)

省 令

○厚生労働省令第二百二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百五号)第一条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六十二号を第六十九号とし、第六十四号から第六十一号までを七号ずつ繰り下げ、第六十三号を第九十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十 一(三・四)メチレンジオキシフェニル 一(二)ピロリジン 一(イ)ヘキサニール 一(オ)ン及びその塩類

第一条中第九十一号を第九十六号とし、第六十六号から第九十号までを五号ずつ繰り下げ、第六十五号を第六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十 一(三・四)ジメトキシフェニル 一(二)ピロリジン 一(イ)ヘキサニール 一(オ)ン及びその塩類

第一条中第六十四号を第六十八号とし、第五十七号から第六十三号までを四号ずつ繰り下げ、第五十六号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十 一(二・三)ジヒドロベンゾフラン 一(イ)ペンタニール 一(オ)ン及びその塩類

第一条中第五十五号を第五十八号とし、第十六号から第五十四号までを三号ずつ繰り下げ、第十五号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 N 一(二)アミノ 一(三)ジメチル 一(オ)キソプロタン 一(イ)フルオロペンチル 一(ロ)ベンチル 一(ハ)インダゾール 一(ニ)カルボキサミド及びその塩類

第一条中第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 N 一(二)アミノ 一(オ)キソ 一(ニ)フェニルプロパン 一(イ)フルオロペンチル 一(ロ)ベンチル 一(ハ)インダゾール 一(ニ)カルボキサミド及びその塩類

十五 N 一(二)アミノ 一(オ)キソ 一(ニ)フェニルプロパン 一(イ)フルオロペンチル 一(ロ)ベンチル 一(ハ)インダゾール 一(ニ)カルボキサミド及びその塩類

附 則
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。